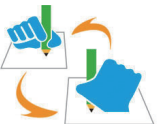
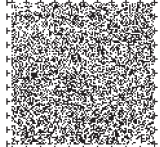


障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体等が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。		公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。		社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	身体障害者標識 (身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示します。		聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示します。
やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。			
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表示します。		ヒアリンググループマーク 補聴器や人工内耳装用者に、補聴援助システムを利用できる施設・機器であることを表示します。
		手話マーク・筆談マーク 聴覚に障害のある方が、手話や筆談での対応を求めるときに提示したり、窓口等で手話や筆談対応ができることを知らせるために作成されたマークです。	
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。		東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要とすることが外見からは分からない方々が周囲の方に配慮を必要とすることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。すべての都営交通で、優先席を利用しやすくするため、車両内の優先席にステッカーを標示する取組を行っています。		東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ハート・プラスマーク 身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。		特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 電話 080-4824-9928 メール info@heartplus.org
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。		公益社団法人 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
		「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。	
		岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613	